

# 税のお知らせ

## 公的年金からの特別徴収

**注**平成27年4月1日現在65歳（昭和25年4月2日以前生まれ）以上の年金受給者のうち、個人住民税の納税義務がある人

**注**老齢基礎年金などの年額が18万円未満である人、介護保険料が年金から直接徴収されていない人、年金所得から計算した税額が老齢基礎年金などの年額を超える人は、対象外です。

なお、公的年金からの特別徴収は納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

**徴収する税額** 年金所得から計算した税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した税額は、これまでどおり給与からの特別徴収、または普通徴収（納付書）で納めていただくこととなります。

## 対象税額と徴収方法

①前年度に引き続き公的年金

からの特別徴収を継続する人は、上半期の年金支給月（4月・6月・8月）に、平成27年2月の税額と同じ額を仮徴収分として特別徴収します。

下半期の年金支給月（10月・12月・2月）は、年金所得から計算した税額から上半期の税額を差し引いた残額を分割して特別徴収します。

②公的年金からの特別徴収を新たに開始する人および前年度に特別徴収が中止となった人は、10月から特別徴収を開始します。そのため、年金所得から計算した税額の半分を普通徴収により一・二期（6月・8月）で納付していただき、下半期の年金支給月（10月・12月・2月）に残額を分割して特別徴収します。

## 個人住民税の減免制度

生活保護を受けている人、災害に遭った人、失業中の人などは、一定基準により個人住民税の減免を受けることができます。

詳しくは問い合わせください。

**注**納期が過ぎた税額や納付後は、受け付けできません。

問課税課・市民税係

TEL 06・6992・1456

## 個人市民税・府民税の納税通知書を発送

市では、平成27年度個人市民税・府民税（以下「個人住民税」）の普通徴収分、公的年金からの特別徴収分の納税通知書を発送します。

普通徴収とは、納税義務者が金融機関などに出向き、個人住民税を納める方法です。

公的年金からの特別徴収とは、年金保険者（日本年金機構など）が個人住民税を、年金から直接徴収して市へ納める方法です。

不明な点は問い合わせください。

問課税課・市民税係

TEL 06・6992・1456

## 個人住民税の課税（非課税・無収入）証明書の交付

6月1日（月）から平成27年度（平成26年中所得）の課税（非課税・無収入）証明書の交付を行います。

証明書が必要な人は、平日午前9時～午後5時30分に総合窓口へお越しください。

**持**本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証、住基カードなど）。本人以外の

の証明書を申請する場合には、代理人の本人確認ができるものおよび委任状。同居の親族の場合、委任状は不要

¥1通300円

**注**アルバイト・パートなどの少額の収入があり、個人住民税の申告をしていない人は、当日証明書を交付できません。来庁前に問い合わせください。

問課税課・市民税係

TEL 06・6992・1456

## ご存じですか 固定資産税・都市計画税

住宅の敷地（住宅が建っている土地）に対して、課税標準額が次のように減額されます。

**200㎡までの部分**

固定資産税Ⅱ 6分の1に減額  
都市計画税Ⅱ 3分の1に減額

**200㎡を超える部分（住宅床面積の10倍まで）**

固定資産税Ⅱ 3分の1に減額  
都市計画税Ⅱ 3分の2に減額

**注**住宅を取り壊し、賦課期日（毎年1月1日）時点で更地のままにしておいたり、住宅以外（駐車場など）に利用すると、特例による減額措置が適用されず税額が上昇することになります。

問課税課・土地係

TEL 06・6992・1474

## 家屋調査を実施

市では、新・増改築や取り壊しのあった家屋を対象に調査を行っています。

この調査は、固定資産税の税額の基礎となる評価額を算定するためのものです。

市職員が伺い屋内の調査を行う際は、ご協力をお願いします。

また、調査に当たる市職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めてください。

問課税課・家屋係

TEL 06・6992・1474

## 大阪府域地方税徴収機構に参加します②

市は、平成27年4月に設置された大阪府域地方税徴収機構に参加しています。

そこで、市民の皆さんに事前に納税に関して理解してもらうため、先月号に引き続き今月号では納付案内と納付相談についてお知らせします。

### ④ 納付案内

「納期限内に自主納付を」税目ごとの納付期限は次のとおりです。

期限までに納付しないと延滞金が増算されます。

平成27年1月からの延滞金の年利率は、納期限後の1か月以内は2.8%、それ以降は9.1%です。

必ず納期限内の納付を心がけてください。

▽個人市府民税の普通徴収分  
 6月・8月・10月末日、12月25日

▽固定資産税・都市計画税  
 5月・7月・9月・11月末日

▽軽自動車税  
 5月末日  
 【注】土・日・祝日の場合は、翌営業日です。

これらの税目については、口座振替が利用できます。納期限ごとに自動振替されるので、納め忘れを防ぐことができます。納付に向く必要もありません。ぜひ利用してください。

□座振替の申込書は、当初の納税通知書に同封していますので、必要事項を記入し「預貯金通帳」「届出印」「振替を希望する市税の納税通知書」を持って、市内の取り扱い金融機関または納税課で申し込んでください。

なお、納税課で申し込む場合は、次の銀行の「キャッシュカード（法人預金口座、貯蓄預金、代理人カード、生体認証キャッシュカード、クレジットカードなどを除く）」を持参し、簡単な申込書に記入するだけで「預金通帳」「届出印」がなくても申し込みできます。ぜひ利用してください。

滞納処分にならないためにも、納期限内に納付してください。

りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、近畿大阪銀行、関西アーバン銀行、大阪信用金庫、北おおさか信用金庫

### ⑤ 納付できないときは必ず相談を

病気で出費がかさんだり、失業などで収入が途絶え生活に困っているなど納付に困った時は、そのままにせず納税課まで連絡してください。

平日に忙しくて連絡できない場合でも、月によっては休日・夜間納付相談を実施している場合もあります。広報もりぐちや市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

また、次の要件に該当し、税を納付できないと認められる場合は、認められる金額を限度として証拠書類を添えて本人が申請することで、1年以内の期間に限り「徴収猶予」を許可する場合があります。

「徴収猶予」が許可されると、猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除になります。

す。

【注】約束した金額を納付しなかった場合は「徴収猶予」を取り消します。

①納税者または特別徴収義務者（以下「納税者など」）がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受けた、または盗難にあったとき

②納税者など、またはこれらの者と生計を一にする親族が病気にかった、または負傷したとき

③納税者などがその事業を廃止、または休止したとき

④納税者などがその事業につき、著しい損失を受けたとき

⑤①～④に該当する事実に関する事実があったとき

6月ごろから大阪府域地方

税徴収機構へ事案の引き継ぎが始まりますので、市税の滞納繰越額の縮減に向け、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 用語の解説

○延滞金  
 市税などが本来の納期限までに完納されなかった場合、その遅延した税額および期間に応じて課されるもの

### 問 納税課

TEL 06・6992・1851  
 1854

## 市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は、利用してください。

夜間 6月25日(木) 19:30まで  
 休日 6月28日(日) 10:00～15:00

場 納税課（市役所1号別館2階）  
 TEL 06-6992-1852～1854

【注】来庁時は、夜間休日出入口（正面玄関側）を利用してください。車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口（正面玄関側）の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

